

I. 令和3年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1. 事業概要

公益化して10年目を迎えた令和3年度は、当事業団の基本理念である「すべての市民が優れた文化環境のもとで、うるおいと活力のある生活を営める地域社会の実現」に向け、これまでの公益目的事業内容を改めて見直し、時代に即した芸術・文化の振興事業を展開した。

本年度は、続くコロナ禍のために年間を通して事業に影響を及ぼすこととなり、事業の一部は中止・延期となる中、実施可能な事業は、適宜感染対策を講じつつ行った。

一方で、年来の懸案であった事務局の独立を果たすことができた。さらに、これまでの公益目的事業領域を拡大し、新たな事業も実施した。また、事務局の独立にあたり、事務所の所在地を佐野市役所内から佐野市郷土博物館内に移し、専従職員による新体制で運営を開始した。

なお、令和3年度は、資金管理運用委員会を設置し、今後の事業団の安定的、持続的な事業実施に向け、資金の管理及び運用方法について検討を行った。

2. 公益目的事業

【1】芸術・文化に触れる機会を提供することを目的とした体験、講座、企画展共催事業

舞台や演奏会などの鑑賞事業や文化・芸術に関する講座等を実施し、一方で地域の美術館や博物館等と共催するなどして、広く市民へ芸術・文化に触れる機会を提供し、地域の文化的発展に寄与する事業である。

1. 芸術・文化鑑賞事業

地域における文化的環境の醸成と市民生活の充実、地域社会の文化的発展を目指して、身近な場所で気軽に芸術・文化を鑑賞できる機会を提供した。

① 秋のさわやかコンサート

- ・ 期日 令和3年11月13日(土)
- ・ 場所 唐沢山城跡 二の丸(国指定史跡・県立自然公園)
- ・ 出演 4 Ways(アマチュアフォークソンググループ)
- ・ 来場者 260人

② 伝統芸能公演オンライン配信

地域の人たちの努力により市内各所に継承されてきた貴重な無形民俗文化

化財の伝統芸能を財団HPで公開し、オンラインを通して多くの人たちが鑑賞し、受け継がれてきた地域の伝統に触れる機会を提供した。

・配信 牧歌舞伎

演目「絵本太功記 十段目 尼崎閑居の場」(約42分)

2. 美術品・歴史資料展示及び企画展共催事業

地域の博物館・美術館・文化施設等と連携し、良質な美術品や貴重な歴史資料に対して市民が理解をより深める施策を進めた。また、オンラインを活用して美術品・歴史資料を公開し、気軽に鑑賞や学習できる機会を提供した。

① 郷土博物館企画展共催事業

郷土博物館と連携し、学芸員の協力を得て、パンフレットの作成や記念講演会を共催するなどにより、青少年やふだん博物館に足を運ばない市民の方々に対し、郷土の歴史・文化への興味関心を醸成する取り組みを実施した。

ア 春の企画展「朝日森天満宮」～日光例幣使参拝の神社～

- ・期間 令和3年4月24日(土)～6月20日(日)
- ・共催内容 解説パンフレットの作成 500部

イ 秋の企画展「中根東里展」～「芳子」と門人たち～

- ・期間 令和3年10月2日(土)～11月28日(日)
- ・共催内容 記念講演会の開催

演題：「中根東里と芳子と佐野と」

日時：令和3年10月16日(土)

場所：総合福祉センター会議室

講師：塩村 耕 氏(名古屋大学教授)

参加者：61人

② 美術館企画展共催事業

佐野市立吉澤記念美術館と連携し、学芸員の協力を得て、小・中学生向け解説パンフを作成し、青少年やふだん美術館に足を運ばない市民の方々に対し、美術への興味関心を醸成する取り組みを実施した。

- ・期間 令和4年3月19日(土)～5月8日(日)
- ・特別企画展 「王欽古」～京から来て、佐野に住んだ南画家～
- ・共催内容 ジュニアガイドの作成 10,000部
 - うち市内学校配布 5,435部
 - (小学4～6年生 2,760部)
 - (中学1～3年生 2,675部)

③ 美術品・歴史資料オンライン配信

地域の博物館や美術館所蔵の良質な美術作品や貴重な歴史資料を財団HPで公開し、オンラインを通して広く発信し、施設に出向かなくても気軽に美術作品の魅力や郷土の歴史を学習できる機会を提供した。

- ・事業団ホームページ 周辺の美術館・博物館リンク

3. 芸術・文化講座及び体験・人材育成セミナー

芸術・文化に対する興味関心の醸成と市民意識の高揚、市民自らの主体的な文化活動を促進するため、講座やセミナーを実施して芸術や文化に関する志向性の浸透を図り、文化活動を担う人材育成のための施策を進めた。

なお、コロナ禍の影響により、一部の事業は開催時期の延期や中止をした。

① 文化講演会

各分野の一線で活躍する識者による文化論の一般向け講演会を市内公共施設にて計画をしたが、コロナ禍により中止した。

② 佐野再発見講座

受講者と共に各テーマを掘り下げ、佐野の歴史や文化の奥深さを知る専門講座を開催した。開催期間途中、栃木県のまん延防止等重点措置のため、2回目、3回目の開催日を令和4年度に延期した。

- ・テーマ 「見る・知る・わかる仏像の世界」
- ・期日 1回目 令和4年1月16日(日)
以後延期し、2回目4月17日(日)・3回目4月24日(日)に実施
- ・場所 郷土博物館 講座室
- ・講師 大澤 慶子 氏(文星芸術大学教授)
- ・参加者 26人

③ 文化活動人材育成セミナー

文化活動を自主的に企画運営していくための仲間作りを中心とした初心者向け入門講座を開催した。コロナ禍による緊急事態宣言等により、開催回数の縮小や開催時期の延期をし、4回目の発表会・意見交換会を令和4年度に延期した。

- ・テーマ 「佐野の歴史やこれまでの暮らしに学び、新たな文化の創造に向けて踏み出そう」
- ・期日 1回目 令和3年10月30日(土)
2回目 11月27日(土)
3回目 令和4年1月15日(土)
以後延期し、4回目を4月16日(土)に実施

- ・場所 佐野市郷土博物館外（3班に分かれフィールドワークも実施）
- ・講師 西村美東士 氏（若者文化研究所代表・日本大学非常勤講師・佐野市生涯学習推進アドバイザー）
- ・参加者 19人

【2】市民の芸術・文化活動や伝統文化の継承・人材育成を担う団体に対する助成・支援事業

精神的豊かさを求める市民の文化的活動や歴史や伝統に根ざした文化の継承・人材育成を支援することで、芸術・文化の振興を図る事業である。

1. 地域の芸術・文化振興活動事業育成助成金

市内で芸術・文化活動を行っている団体が主催する地域文化の向上を目的とする事業で、団体活動の特色を活かし個性豊かな地域文化を創造する事業を対象に団報等で募集を行ったが、要件に該当する応募はなかった。

2. 地域伝統文化保存育成事業活動助成金

国、栃木県、佐野市の指定となった伝統文化の保存や民俗文化財の継承、団体の育成を目的とした事業を対象に団報等で募集を行ったが、要件に該当する応募はなかった。

【3】芸術・文化に関する情報収集・提供事業

1. 事業団報『かがやき』27号の発行。

事業団の広報紙を市内全戸に配布すると共に、市内公共施設等の情報発信コーナーにも置いて来場者に供した。

- ・体裁 A4版 4ページ（フルカラー）
- ・部数 46,000部

2. 広報誌・インターネットの活用

事業のPRのために、市の広報紙や、新聞、ケーブルテレビ等を活用し、積極的に市民への情報提供を行うほか、ホームページの充実を図り、事業・イベント情報を随時発信した。

【4】文化関連団体事業への後援

各団体が実施する各種事業のうち文化振興に関わる事業について、当該団体から後援依頼の申請を受け、当財団がその企画やイベントの趣旨に賛同した団体に後援名義の使用を承諾した。

令和3年度は、コロナ禍により開催日程が延期となった団体があった。

- (1) R293 美術展 2021-12 の有機体-
- a 期日 令和3年9月15日(水)~26日(日)
 - b 場所 佐野市文化会館展示室A・B
 - c 主催 佐野市文化会館 ・入場者数 277人
- (2) 第12回さのクラシックコンサート
もっと知りたい もっと楽しみたい オーケストラコンサート
- a 期日 令和3年11月28日(日)
 - b 場所 佐野市文化会館 大ホール
 - c 主催 佐野市文化会館 ・入場者数 約587人
- (3) 第119回日本水彩画会 安足支部展
- a 期日 令和4年1月26日(水)~30日(日)※コロナ禍により延期して実施
 - b 場所 佐野市文化会館展示室A・B 会議室201
 - c 主催 日本水彩画会安足支部 ・入場者数 460人
- (4) 佐野市民文化祭 演劇部門
さの演劇塾第12回公演「赤ずきんちゃんの森の狼たちのクリスマス」
- a 期日 令和4年2月18日(金)・19日(土)
 - b 場所 佐野市文化会館 小ホール
 - c 主催 さの演劇塾、佐野市、佐野市文化協会・入場者数 150人

【5】理事会、評議員会等に関する事項

(1) 理事会議決及び報告事項

区分	議決年月日	件名	可否
第1回 通常	令和3年 5月14日	1 報告第1号 職務の執行状況の報告について	—
		2 報告第2号 公益目的事業(公1)の変更認定申請結果について	—
		3 議案第1号 顧問の解任及び選任について	可決
		4 議案第2号 令和2年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業報告について	可決
		5 議案第3号 令和2年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団決算報告について	可決
		6 議案第4号 令和3年度定時評議員会	可決

		の招集について 7 議案第5号 公益財団法人佐野市民文化振興事業団資金運用規程の改訂について	可決
第1回 臨時	令和3年 9月30日	1 報告第1号 佐野市出捐金（特定資産）の取崩し等に関する回答について 2 報告第2号 資金管理運用委員会からの答申について 3 議案第1号 資金運用規程の改訂並びに資金管理運用の執行計画について 4 議案第2号 収益事業導入に関する方針について 5 議案第3号 令和4年度公益財団法人化10周年記念事業の計画について 6 議案第4号 令和3年度第1回臨時評議員会の招集について	— — 可決 可決 可決 可決
第2回 通常	令和4年 2月4日 (書面)	1 議案第1号 就業規則の改訂について 2 議案第2号 職員給与規程の改訂について 3 議案第3号 職員の退職手当に関する規程の制定について 4 議案第4号 事業検討委員会規程の制定と事業選考委員会規程の廃止について 5 議案第5号 芸術・文化活動助成金交付要綱の改訂について 6 議案第6号 令和4年度事業計画について 7 議案第7号 令和4年度収支予算について 8 議案第8号 令和3年度第2回臨時評議員会の招集について	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決

(2) 評議員会議決及び報告事項

区分	議決年月日	件名	可否
定時	令和3年 6月3日	1 報告第1号 公益目的事業（公1）の変更認定申請結果について 2 報告第2号 顧問の解任及び選任について	— —

		<p>3 報告第3号 公益財団法人佐野市民文化振興事業団資金運用規程の改訂について</p> <p>4 議案第1号 令和2年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業報告について</p> <p>5 議案第2号 令和2元年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団決算報告について</p>	<p>—</p> <p>可決</p> <p>可決</p>
第1回 臨時	令和3年 10月22日	<p>1 報告第1号 佐野市出捐金(特定資産)の取崩し等に関する回答について</p> <p>2 報告第2号 資金管理運用委員会からの答申について</p> <p>3 報告第3号 資金運用規程の改訂並びに資金管理運用の執行計画について</p> <p>4 報告第4号 令和4年度公益財団法人化10周年記念事業の計画について</p> <p>5 議案第1号 収益事業導入に伴う定款変更に関する方針について</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>可決</p>
第2回 臨時	令和4年 2月17日 (書面)	<p>1 報告第1号 就業規則の改訂について</p> <p>2 報告第2号 職員給与規程の改訂について</p> <p>3 報告第3号 職員の退職手当に関する規程の制定について</p> <p>4 報告第4号 事業検討委員会規程の制定と事業選考委員会規程の廃止について</p> <p>5 報告第5号 芸術・文化活動助成金交付要綱の改訂について</p> <p>6 報告第6号 令和4年度事業計画について</p> <p>7 報告第7号 令和4年度収支予算について</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

(3) 資金管理運用委員会

令和3年5月14日の理事会で設置された資金管理運用委員会において、資金の管理及び運用等について検討を行った。

[会議概要]

開催日		議事等
第1回	令和3年 6月24日	・互選により加藤栄作専務理事を委員長に選出 (委員：旭岡靖人理事、菊池宏行理事) 1. 事業団資金の管理及び運用等に関する検討課題について 2. 令和3年度検討銘柄について 3. 今後の会議日程について
第2回	令和3年 7月30日	1. 答申について 2. 資金運用規程の改訂について 3. 識者からの意見聴取等について
第3回	令和3年 8月27日	・識者からの意見聴取 佐野信用金庫理事長 木村 浩 氏 1. 答申(案)について 2. 資金運用規程の改訂(案)について 3. 理事長への答申方法について
答申	令和3年 9月15日	「佐野市民文化振興事業団資金の管理及び運用等について」委員長が佐野正行理事長に答申

【6】事業選考委員会に関する事項

令和4年度芸術・文化活動助成事業の応募がなかったため、委員会は開催しなかった。

【7】登記に関する事項

登記年月日	件名
令和3年4月1日	事務所を佐野市役所内から佐野市郷土博物館内へ移転したため、所在場所の変更登記を行った。

【8】情報公開に関する事項

無し。

附属明細書

令和3年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。